

健全化判断比率・資金不足比率を公表します

市町村などの財政破綻を未然に防ぐため、財政の健全性に関する比率の審査と公表を義務付けられています。四つの指標で健全度を示し、一つでも基準を超えると、健全化計画の策定や外部監査を義務付ける。「財政の早期健全化団体」に移行し、さらに悪化する

ると破綻状態の「財政の再生団体」となり、事実上国の管理下となります。

24年度における算定の結果

今回の健全化判断比率および資金不足比率は、下記のとおり基準をすべて下回っております。

羽島市	一般会計等	一般会計	実質赤字比率
		インター北土地区画整理事業特別会計 駅北本郷土地区画整理事業特別会計	
	特別会計	国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計	連結実質赤字比率
		羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計	
		簡易水道事業特別会計 下水道事業特別会計	
	企業会計	病院事業会計 上水道事業会計	資金不足比率
一部事務組合 広域連合		岐阜羽島衛生施設組合 岐阜県市町村会館組合 岐阜県市町村職員退職手当組合 岐阜地域児童発達支援センター組合 岐阜県後期高齢者医療広域連合	将来負担比率
	地方公社	土地開発公社	

- ① 実質赤字比率＝赤字額はありませんでした。
- ② 連結実質赤字比率＝赤字額はありませんでした。
- ③ 実質公債費比率＝11・3％で、前年度と比べ1・5％減少しています。
- ④ 将来負担比率＝56・2％で、前年度と比べ7・8％減少しています。

今後、経費の削減、借入額の抑制に努め、財政の健全化に取り組んでいきます。

用語説明

健全化判断比率とは

① 実質赤字比率 ② 連結実質赤字比率 ③ 実質公債費比率 ④ 将来負担比率の四つの財政指標の総称で、標準的な財政規模に対する割合を示します。
① 実質赤字比率＝一般会計等の実質的な収支の赤字額の割合。

■問い合わせ先 総務課（内線2355）

② 連結実質赤字比率＝一般会計・特別会計・企業会計の実質的な収支の赤字額の割合。

③ 実質公債費比率＝一般会計が負担する公債費（借金の返済額）や、企業会計等の公債費に充てるための繰出金等の割合。

④ 将来負担比率＝地方債残高（借金の残高）など将来負担すべき実質的な負債額の割合。

資金不足比率とは

公営企業ごとに資金の不足状況を算定するもので、この比率が高くなるほど経営状況に問題があります。

資金不足比率＝資金不足額の事業の規模に対する割合。

財政の健全化を測る基準

早期健全化基準

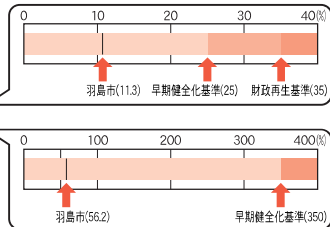
早期健全化基準＝早期の是正を促すために設定された財政状況の注意範囲を示す基準。
財政再生基準＝財政状況の危険範囲を示す基準。
経営健全化基準＝公営企業ご

との財政状況の注意範囲を示す基準。



羽島市の健全化判断比率・資金不足比率の状況(平成24年度)

	早期健全化基準	財政再生基準	羽島市
① 実質赤字比率	12.97%	20%	—
② 連結実質赤字比率	17.97%	30%	—
③ 実質公債費比率	25%	35%	11.3%
④ 将来負担比率	350%	—	56.2%
⑤ 資金不足比率	—	20%	—



※① 実質赤字比率・② 連結実質赤字比率・⑤ 資金不足比率につきましては、赤字額が無い場合「—」で表示しています。